

# 第23回 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

2023年10月27日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催  
場所

大阪市北区堂山町3番3号  
日本生命梅田ビル5階  
A P 大阪梅田東

議決権行使期限

2023年10月26日（木曜日）午後6時

本総会にご出席の株主の皆様へのお土産の  
ご用意はございません。

## 目次

第23回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
事業報告	15
計算書類	40
監査報告書	58

株式会社LeTech

証券コード：3497

 LeTech

証券コード 3497

2023年10月12日

(電子提供措置の開始日 2023年10月5日)

株 主 各 位

大阪府大阪市北区堂山町3番3号

株式会社 L e T e c h

代表取締役  
社 長 平 野 哲 司

## 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第23回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.letech-corp.net/investor/library/report/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」  
「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年10月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2023年10月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区堂山町3番3号 日本生命梅田ビル5階  
A P大阪梅田東

### 3. 目的事項

#### 報告事項

第23期（2022年8月1日から2023年7月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

#### 決議事項

##### 第1号議案

剰余金の処分の件

##### 第2号議案

取締役8名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

ご返送いただいた議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 事前質問受付のご案内

本株主総会におきましては、2023年10月20日（金曜日）午後5時まで事前質問の受付をさせていただきます。

ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆様の関心の高い事項につきましては、本株主総会で取り上げさせていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

ご質問の受付につきましては、以下サイトよりお寄せいただきますようお願いいたします。

※株主番号の入力が必要となります。議決権行使書をお手元にご用意ください。

事前質問URL

<https://q.srdb.jp/3497/>

## 動画配信のご案内

本株主総会の様子は、後日動画配信を行います。本株主総会終了後、動画配信の準備ができ次第、当社ウェブサイト（<https://www.letech-corp.net/>）にてご案内させていただきます。

本株主総会では会場内で撮影があり、可能な範囲において、ご来場の株主様の容姿が撮影されないように配慮いたしますが、会場都合等により撮影されてしまう場合がございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。映像をご視聴いただくための通信料につきましては、ご視聴になる株主様のご負担となります。

事後配信URL

<https://www.letech-corp.net/>

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況、企業を取り巻く事業環境、経営成績等を総合的に勘案したうえで、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、普通株式につきましては1株につき32円、A種種類株式につきましてはA種種類株式発行要項で定めた所定の計算方法に基づき、1株につき25,068.50円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき	32.00円	総額 150,150,144円
A種種類株式1株につき	25,068.50円	総額 50,137,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年10月30日

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任の取締役候補者を含む取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

今回より取締役候補者の選定にあたりましては、公平性・透明性・客観性を強化するため取締役会の諮問機関として設置した指名報酬委員会に諮問し、同委員会からの答申を踏まえ、取締役会にて決定しております。

なお、社外取締役候補者は久保田洋氏、駒信之氏であり、山田庸男氏は本総会終結の時をもって任期満了のため退任となります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> ひらのてつじ 平野哲司 (1959年7月8日生)	1982年4月 東京エレクトロン株式会社入社 1988年10月 住友金属工業株式会社入社 1991年11月 有限会社フロンティア代表取締役 1993年5月 新大興産株式会社取締役 2001年4月 当社代表取締役社長（現任）	430,000株
	[取締役候補者とした理由] 候補者は、2001年に代表取締役社長に就任して以来、これまでに培った不動産業並びに経営全般に関する知識と経験により全役職員に対する高いリーダーシップをもって社業を牽引するための不可欠な存在であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 なお、本議案が原案通り承認可決された場合、指名報酬委員会からの答申を踏まえ、本総会終了後に開催される取締役会におきまして取締役会長に選任される予定であり、引き続き取締役会等における重要事項の決定・業務執行の監督などを期待しております。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
2	<p>新任</p> <p>みやじ なおき 宮地 直紀 (1973年8月28日生)</p>	<p>1996年 4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行</p> <p>1999年 8月 富士証券株式会社（現みずほ証券株式会社） 出向</p> <p>2002年 8月 クレディ・スイス・ファースト・ボストン証券東京支店（現クレディ・スイス証券株式会社） 入社</p> <p>2007年 8月 JP モルガン証券株式会社 入社 投資銀行本部レバレッジド・ファイナンス部長</p> <p>2009年 9月 株式会社東京スター銀行 入行 投資銀行部門長</p> <p>2015年 6月 同行 法人金融部門管掌執行役</p> <p>2019年11月 リネットジャパングループ株式会社 入社 上級執行役員CFO</p> <p>2020年12月 株式会社SBI証券 入社 執行役員常務</p> <p>2021年 2月 SBIソーシャルレンディング株式会社 代表取締役</p> <p>2021年 7月 株式会社WIND-SMILE 社外取締役</p> <p>2022年12月 株式会社アスコット 社外取締役</p> <p>2023年 3月 株式会社キーストーン・パートナーズ 社外取締役</p> <p>2023年 9月 当社顧問（現任）</p>	0株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>候補者は、銀行業・金融商品取引業に長年従事し、財務・金融に関する幅広い知見と豊富な経験を有しております。それらに加えて、金融業・不動産業において経営に携わっており、当社の主力事業であるLEGALAND事業や当社の長期的目標である不動産テック事業を一層発展させ、企業価値向上を図るための最適任の人材であると判断し、新任取締役候補者いたしました。</p> <p>なお、本議案が原案通り承認可決された場合、指名報酬委員会からの答申を踏まえ、本総会終了後に開催される取締役会におきまして代表取締役社長及び指名報酬委員に選任される予定です。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> ふじ わら ひろし 藤 原 寛 (1980年7月14日生)	2003年4月 株式会社アーバンコーポレイション入社 2009年4月 JR西日本SC開発株式会社入社 2012年6月 当社入社 2015年4月 当社取締役大阪本店長 2016年3月 株式会社リーガルヘルスケア取締役 2016年11月 当社取締役大阪本社長 2017年4月 株式会社リーガルヘルスケア合併により 取締役退任 2019年8月 当社取締役事業戦略本部長 兼東日本事業部長 2020年8月 当社取締役営業本部長（現任）	206,206株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>候補者は、2015年4月から取締役を務め、不動産部門の部門長として、その職務・職責を適切に果たしております。不動産業の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、優れた経営管理能力を発揮していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、本議案が原案通り承認可決された場合、指名報酬委員会からの答申を踏まえ、本総会終了後に開催される取締役会におきまして取締役副社長兼営業本部長に選任される予定です。</p>			



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
4	<div data-bbox="258 344 314 374" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div data-bbox="258 382 511 465" style="text-align: center;">           おか しゅう じ            岡 修 司            (1962年12月30日生)         </div>	1986年 4 月 住友信託銀行株式会社入社 2016年 4 月 三井住友トラスト不動産投資顧問株式会 社 代表取締役社長 2017年10月 当社入社 不動産事業部長 2019年 8 月 当社経営戦略本部営業戦略部長 2020年 8 月 当社営業本部営業戦略部長 2020年10月 当社取締役営業本部副本部長 兼営業戦略部長 2021年 8 月 当社取締役営業副本部長 (現任)	4,200株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>候補者は、長年にわたり金融業に従事し、不動産に関わる業務経験も豊富であります。その知見を基にした営業力、指導力及び幅広い人脈により当社の事業拡大に貢献してまいりました。今後もその経験と知見が当社の次世代の事業活動を活性化し、さらなる事業拡大に寄与すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p> <p>なお、本議案が原案通り承認可決された場合、指名報酬委員会からの答申を踏まえ、本総会終了後に開催される取締役会におきまして、引き続き取締役営業副本部長に選任される予定です。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
5	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>まつ き たか しげ</small> <b>松木 高茂</b> (1975年1月9日生)	1999年4月 関西進学セミナー 2005年6月 長尾ジェネコム株式会社 2010年4月 レッドハート株式会社 2011年2月 株式会社ミューツ 企画管理部 部長 2016年7月 株式会社リーガル不動産（現 株式会社 LeTech）事業統括部経営企画室 室長 2016年11月 当社管理部業務課 課長 2019年6月 当社経営企画部 部長 2022年10月 当社取締役管理本部長兼経営企画部長 2023年4月 当社取締役経営企画本部長（現任）	11,600株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>候補者は、当社の管理部門に従事し、人事総務、広報IR、法務、ガバナンス、内部統制、システム分野を統括するとともに全社の管理・統括、その役割・職責を適切に果たし、優れたリーダーシップを発揮して参りました。また、管理本部長又は経営企画本部長として先見性をもって当社の経営に当たり、企業価値向上に寄与していると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、本議案が原案通り承認可決された場合、指名報酬委員会からの答申を踏まえ、本総会終了後に開催される取締役会におきまして、引き続き取締役経営企画本部長に選任される予定です。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
6	<div data-bbox="258 311 314 341" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> ばん どう てつ り 坂 東 哲 人 (1981年4月17日生)	2005年4月 株式会社サクセス・プロ入社 2008年6月 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ入社 2011年11月 株式会社ジェイ・ウィル・アドバンス (現 株式会社ジェイ・ウィルアセットマネジメ ント) 入社 2023年1月 同社退社 2023年4月 当社取締役管理本部長 2023年9月 当社取締役管理本部長兼管理部長 (現任)	0株
<div data-bbox="258 530 535 553" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[取締役候補者とした理由]</div> 候補者は、賃貸不動産の運営管理業務をはじめ、数多くの業種において財務会計、ポートフォリオの資金管理・運用、アセットマネジメント業務の実務経験を有しております。そのため、経営全般に渡って高度な管理能力、実行力及び優れたリーダーシップを通じてガバナンス強化などを行い当社の価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 なお、本議案が原案通り承認可決された場合、指名報酬委員会からの答申を踏まえ、本総会終了後に開催される取締役会におきまして、引き続き取締役管理本部長兼管理部長に選任される予定です。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
7	<div data-bbox="257 521 400 551" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任/社外</div> <div data-bbox="279 551 514 635"> <small>くぼた ひろし</small>  <small>久保田 洋</small>  <small>(1953年8月3日生)</small> </div>	1977年 4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ 銀行） 入行 2004年 1月 亜細亜証券印刷株式会社（現プロネクサ ス株式会社） 入社 2005年 6月 同社取締役大阪支店長 2008年 6月 株式会社池田銀行（現株式会社池田泉州 銀行） 入行 常務執行役員 2009年10月 株式会社池田泉州ホールディングス 執行役員 2010年 6月 株式会社池田泉州銀行取締役 2011年 6月 同行常務取締役 2012年 6月 株式会社池田泉州ホールディングス 取締役 2014年 6月 同社代表取締役 2014年 6月 株式会社池田泉州銀行代表取締役専務 2016年 6月 エイ・リーシング株式会社（現池田泉州 オートリース株式会社） 代表取締役社長 2019年 6月 同社会長 2019年10月 当社社外取締役（現任） 2022年 3月 株式会社ファンペップ 社外取締役（現 任）	1,000株
(重要な兼職の状況) 株式会社ファンペップ 社外取締役			
[取締役候補者とした理由及び期待される役割] 候補者は、上場企業並びに金融機関での取締役を歴任しており、企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づく視点から、当社の持続的な企業価値向上のため社外取締役として取締役会に対する監督機能を担っております。 また、新たに発足した指名報酬委員長としての職責を果たしていただいていること及び独立役員として一般株主保護に寄与していただけることから引き続き、社外取締役候補者といたしました。 なお、本議案が原案通り承認可決された場合、本総会終了後に開催される取締役会におきまして、引き続き指名報酬委員長に選任される予定です。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任/社外</div> こま のぶ ゆき 駒 信 之 (1957年3月14日生)	1980年4月 三和銀行(現三菱UFJ銀行)入行 2006年9月 同行 渋谷支店長 2009年7月 オークラヤ不動産株式会社 出向 2010年6月 同社 取締役(7月転籍入社) 2013年4月 同社 常務取締役 2014年6月 同社 代表取締役社長 2019年4月 三信株式会社 顧問 2022年11月 当社顧問(現任)	0株
<p>[取締役候補者とした理由及び期待される役割]</p> <p>候補者は、銀行業に長年従事し、財務・金融・会計などについて高い見識と豊富な経験を有しております。また、不動産業における経営経験も有しているため、取締役会において客観的な助言や監督機能を期待しております。これらに加えて東京証券取引所が定める要件を満たすため、独立役員として一般株主保護に寄与していただけるものと判断し、新任の社外取締役候補者としていたしました。</p> <p>なお、本議案が原案通り承認可決された場合、本総会終了後に開催される取締役会におきまして、指名報酬委員に選任される予定です。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 久保田洋氏及び駒信之氏は社外取締役候補者であります。当社は現在、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。久保田洋氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。また、駒信之氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、社外取締役候補者 久保田洋氏及び駒信之氏が社外取締役に選任されることを条件に、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 久保田洋氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年であります。
5. 駒信之氏は、新任の社外取締役候補者であります。
6. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新する予定です。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。当該保険契約の内容の概要等

は事業報告内、「会社役員に関する事項」(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等をご参照ください。

7. 各候補者の所有する当社の株式数は、2023年7月31日現在のものであります。
8. 各候補者は、当社のA種種類株式を保有しておりません。

以 上

【ご参考】 <取締役・監査役の構成及びスキルマトリックス>

第2号議案を原案通りご承認いただいた場合、取締役・監査役の構成及びスキルマトリックスは以下の通りであります。

なお、各取締役及び各監査役の有する全ての知識や経験を表すものではありません。

※保有するスキルのうち、専門性の高いスキルに◎を付しております。

氏名	役職	経営	不動産		財務	法務	企業統治	CSR
			開発	管理				
平野哲司	取締役会長	◎	○	○				○
宮地直紀	代表取締役社長	◎	○	○	○		◎	
藤原寛	取締役副社長	○	◎	○				
岡修司	取締役	◎	○	◎	○			
松木高茂	取締役	○			○	○	○	◎
坂東哲人	取締役	○		○	○	○	○	○
久保田洋	社外取締役	◎			○		○	
駒信之	社外取締役	◎	○	○	○			
橋本伸行	社外監査役				○	○	○	○
喜多村晴雄	社外監査役	○			◎	○	○	
佐藤裕己	社外監査役					◎	◎	

# 事業報告

(2022年8月1日から  
2023年7月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が終息の兆しを見せ、日本国内における感染症法上の取扱いが2023年5月に「2類相当」から「5類」へ移行しました。そのため、国内外における行動制限が解除されるなど個人消費や企業の設備投資が活発になりました。

しかし、2022年2月に発生したウクライナ紛争以降、エネルギー・食料品価格の上昇が継続していることに加えて、国内外の金利差の拡大や急激な為替変動、人手不足による機会損失が発生する等の経済的に様々なリスクが混在しております。

当社の属する不動産業界におきましては、首都圏を中心に不動産価格は高水準を維持する中、依然、人件費や資材の高騰は抑制する気配が見受けられず、更なる価格上昇要因が顕在する状況にありました。加えて空前の円安を背景とする外資の流入や大幅な金利上昇懸念が軟化したことにより不動産需要は維持されたものの、諸外国の経済成長率の動向によってはこれらが急激に低下する可能性を常に考慮する必要がありました。

このような事業環境のもと、当社では経営基盤の強化、企業価値の向上及び不動産テック企業としての地位の確立を目指し、事業を推進してまいりました。当社主要ブランドである「LEGALAND」の販売が堅調に推移したほか、役員報酬の見直し等の経費削減に取り組み、業績改善に寄与いたしました。

なお、2022年7月期より将来の課税所得を見積もることが出来ないため、繰延税金資産については全額取り崩すこととしておりましたが、2023年7月期においては業績が回復し、正常な事業活動により継続的な将来収益を見込むことが可能であると判断したため、2023年7月期期末決算に2022年7月期の繰越欠損金を含めた繰延税金資産の計上を行うことといたしました。それにより、2023年7月期期末決算において法人税等調整額を△3億19百万円計上しております。

その結果、当事業年度におきましては、売上高159億89百万円（前年同期比12.2%減）、営業利益13億92百万円（前年同期は営業損失32億32百万円）、経常利益8億21百万円（前年同期は経常損失39億57百万円）、当期純利益11億62百万円（前年同期は当期純損失46億88百万円）となりました。



セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① 不動産ソリューション事業

売上高は147億94百万円（前年同期比13.4%減）、セグメント利益17億21百万円（前年同期はセグメント損失24億41百万円）となりました。

当事業セグメントにおいては、経営計画に基づき不動産価格の方向感を見定めながら、仕入面においては当社の目利き力やノウハウを最大限活用し、駅近物件等の希少性の高い販売用不動産の選定に注力しております。販売面においては、当社主要ブランドである「LEGALAND」が販売実績を積み重ねるとともに、新たに展開する新ブランド「LEGALAND+」2棟が全件売却となり、当社の得意とするレジデンス開発が好調に推移しております。

前年同期はインバウンド向け大型開発物件の売却処分によって売上高が増加したものの売却損による営業損失を計上してはいたしましたが、当事業年度においては各販売物件が順調に利益を積み重ねており、当事業年度は前年同期と比較して増収増益となりました。

② 不動産賃貸事業

売上高は11億48百万円（前年同期比2.6%増）、セグメント利益2億47百万円（前年同期比43.8%増）となりました。

当事業セグメントは、当社の安定的な収益基盤の指標となるセグメントであり、当社保有の収益不動産及び販売に至るまでの所有不動産からの賃貸収入を収益の柱としております。また、当社が売却した物件も含め、お客様の保有物件の物件管理業務を受託するプロパティマネジメント事業や修繕・原状回復工事に特化したサービスを提供するファシリテイマネジメント事業を行っております。

当事業年度においては、前事業年度中に長期的な収益との引き合いの状況を考慮して収益不動産を売却したことによる物件数の減少が影響したものの、2022年10月に行われた入国上限撤廃や個人旅行の解禁などの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対策緩和を皮切りに、当社の保有するホテル・民泊マンションの収支が大きく改善し、前年同期と比較して増収増益となりました。

③ その他事業

売上高は46百万円（前年同期比542.7%増）、セグメント利益39百万円（前年同期はセグメント損失7百万円）となりました。

当事業は、任意売却の仲介及びコンサルティング等、課題解決法の提案を行っております。不動産の専門家として債務者への買主仲介から関係各所との交渉、別除権者との接触、配分案作成、不動産の調査や価格査定、権利譲渡、リーシング、入札、場合によっては当社での買い取りなど、お客様のニーズに合わせたサービスを展開しています。

当事業年度においては、東西共に不動産仲介案件の成約により、前年同期と比較して増収増益となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、不動産賃貸事業における物件取得を目的とした設備投資を実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当事業年度の設備投資の総額は36百万円であり、主に不動産及びソフトウェアの取得にかかる費用35百万円であります。

また、設備の売却または除却による減少額は1億98百万円であり、主に不動産賃貸事業での収益不動産の売却による減少1億98百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

2022年9月30日に第三者割当による新株式を発行し、これにより3,000百万円を調達いたしました。また、当事業年度中においては、複数の金融機関より総額14,949百万円の借入れを行っております。借入内容は以下のとおりであります。

建物及び土地購入資金	13,966百万円
運転資金	983百万円

## (4) 対処すべき課題

### ① 内部管理体制の強化

当社事業の継続的な発展のためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は重要な課題であり、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、任意の指名報酬委員会を設置するなどステークホルダーに対して経営の適正性や健全性を確保しつつも、さらに効率化された組織体制の構築に向けて内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

### ② コンプライアンス体制の強化

当社は、法令、定款及び社内規程等の遵守は勿論のこと、日々の業務を適正かつ確実に遂行しており、クリーンで誠実な姿勢を企業行動の基本として、事故やトラブルを未然に防止する取り組みを強化してまいります。

今後、更なる事業拡大と企業価値の向上に向けて、引き続き日常業務におけるコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、リスク・コンプライアンス委員会の定期的開催、内部通報制度の周知、各種取引の健全性の確保、情報の共有化及び再発防止策の策定などを行い、また、社内啓蒙活動を実施し、企業の社会的責任を重視した透明性のある管理体制の構築を図ってまいります。

### ③ 仕入力及び販売力の増強

当社は、不動産を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、優良な物件を仕入れるため、数多くの物件情報を収集できるネットワークを一層強化し、不動産鑑定及び収益力のある物件を発掘する目利きを活かして、社会動向を見据えた多種多様のニーズに合致した物件の仕入れを引き続き積極的に行ってまいります。

また、物件ごとにソフト・ハードの両面において適切なバリューアップを施すことで、資産価値を高める一方、最適な投資利回りを確保し、投資対象として魅力のある物件を提供できるよう努めております。

### ④ 収益構造の転換

販売用不動産の販売に依存する収益モデルは、少なからず市況の影響を受けるビジネスモデルであり、販売の成否による1事業年度間の業績の波が大きいため、市況が好調な時は大きなリターンが期待できるものの、当該収益構造のみに過度に依存することはリスクが高いと考えております。

また、不動産調達から開発までにかかる用地・建築費の高騰の影響もあり、従来の不動産販売による事業スキームでは収益性の飛躍的な向上は図りにくく、今後の更なる事業拡大においては収益構造の転換が最重要課題と捉えております。

当社は不動産DXを推し進め、オンラインサービスを通じて新たな顧客層とのタッチポイントを獲得し、多様なユーザーニーズに応える総合プラットフォームを構築することで安定的かつ収益性の高い事業モデルを確立してまいります。

### ⑤ 財務体質の健全化

当社は、これまで事業・業容の拡大に際して、事業用地の取得及び運転資金を主として金融機関からの借入れによって賅ってきたこともあり、2023年7月期においては自己資本比率が19.5%、有利子負債比率353.5%となっております。このため、景気の変動や金利動向により大きな影響を受ける財務構造となっており、今後の企業間競争に耐えうるべく財務体質の改善が急務であると認識しております。

今後の経営の安定化のためにも、利益の蓄積及び多様な調達手法を活用した財務基盤の充実及び仕入れと売却のバランスを意識し、厳格な管理による在庫コントロールを更に徹底し、営業キャッシュ・フローの改善を図ってまいります。

(有利子負債比率=有利子負債額÷自己資本×100)

⑥ 安定した資金調達の確保

当社が掲げる経営戦略を実現するためには、不動産開発における物件の仕入資金の調達力を上げていくことが必要不可欠であります。

市況の変化に大きく左右されることなく安定した資金調達を行うために、物件単位の資金調達に加えて、フリーキャッシュである手元資金の増強が有効であると認識しております。

そのためには、金融機関からの借入れのみならず、多様な資金調達手法を検討していくことが重要であると考えております。

⑦ 人材の確保と育成

上記の課題を克服するためには、優秀な人材を継続的に確保し、育成することは経営の重要な課題として認識しております。

そのために当社では、従業員のプロフェッショナル化として不動産運用に係る従業員に対し不動産に関する専門知識の習得を求めるだけでなく、すべての業務に携わる従業員に対し、自己研鑽を重ね、高い専門性を身に付けること、自律的に行動していくことを求めています。特に当社が同業他社との差別化を図るためのDX分野については、DX人材の採用に強い人材紹介サービスの積極的な活用によりDX人材確保を進めるほか、オンライン学習サービス等を活用した能力向上を推進しております。

これにより、従業員個々の能力向上を図り、当社の人材レベルの向上、ひいてはサービスの質向上、維持に繋げていきたいと考えております。

その実現には、人材に対する投資が必要不可欠であると考え、毎年策定する人員計画に教育研修を盛り込み、継続して人材のレベルアップに取り組んでおります。

併せて、経営理念やコンプライアンスに基づいた業務運営体制の徹底のため、リスク管理などに対する全社員の意識向上にも努めております。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年7月期 第20期	2021年7月期 第21期	2022年7月期 第22期	2023年7月期 (当期)第23期
売 上 高	26,703,707千円	19,057,626千円	18,202,986千円	15,989,458千円
経常利益又は経常損失(△)	624,339千円	281,899千円	△3,957,179千円	821,376千円
当期純利益又は当期純損失(△)	100,479千円	609,650千円	△4,688,026千円	1,162,312千円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	33.07円	196.05円	△1,470.04円	249.37円
総 資 産	40,981,987千円	33,564,455千円	18,823,600千円	21,724,853千円
純 資 産	4,012,175千円	4,655,402千円	65,774千円	4,234,364千円
1株当たり純資産額	1,273.45円	1,491.99円	20.30円	465.50円

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づいて算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)の適用に伴い、「財産及び損益の状況の推移」に記載されている第22期以降の数値については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

#### (6) 重要な親会社及び子会社の状況等 (2023年7月31日現在)

- ① 重要な親会社及び子会社の状況  
該当事項はありません。
  
- ② 親会社等との取引に関する事項  
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2023年7月31日現在)

事業	主要製品
不動産ソリューション事業	<p>当事業では、様々なソースの物件情報から不動産を仕入れ、最適なバリューアップを施し資産価値を高めたうえで、主に個人富裕層及び資産保有を目的とした事業法人に対して、各々の顧客ニーズに即した物件を販売しております。販売する収益不動産は、独自の営業ルートにより仕入れた物件においての新規開発、建物管理状態の改善、用途変更、テナントの入れ替え、大規模修繕等を施すことにより資産価値の向上を図っております。主な内容としては、土地有効活用、住宅(マンション)開発、オフィス・ホテル・民泊施設等の商業開発、コンバージョン・リノベーション等による不動産販売であります。</p>
不動産賃貸事業	<p>当事業では、当社保有の収益不動産及び販売に至るまでの収益不動産からの賃料収入の確保を収益の柱としております。また、自社保有物件から発生する収益だけでなく、当社が売却した物件を含めてお客様の保有物件の物件管理業務を受託するプロパティマネジメント事業を行っているほか、不動産管理会社と入居者をより良い形で繋ぎ、建物をサポートするマンション・ビルの修繕・原状回復工事に特化したサービスを提供するファシリティマネジメント事業を行っております。ファシリティマネジメント事業においては、不動産賃貸事業における賃料の増収や稼働率の向上をテーマとして、当社保有物件の退去者の立会い業務や原状回復工事、リノベーション工事、補修工事なども行っております。</p>
その他事業	<p>その他事業として、不動産コンサルティング事業を行っております。当事業におきましては、法的側面から生じる弁護士からの民事訴訟案件や金融機関等からのローン延長案件に対して、任意売却の仲介及びコンサルティング等、課題解決法を提案してまいりました。不動産の専門家として債務者への買主仲介から関係各所との交渉、別除権者との接触、配分案作成、不動産の調査や価格査定、権利譲渡、リーシング、入札、場合によっては当社での買い取りなど、お客様のニーズに合わせたサービスを展開しています。</p> <p>現在では、法的案件整理以外でも当社が培った不動産コンサルティングのノウハウを活かし、様々な場面で課題解決法を提案しております。</p>

## (8) 主要な営業所 (2023年7月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	大阪市北区堂山町3番3号
東 京 支 社	東京都港区虎ノ門1丁目2番8号
神 戸 支 店	神戸市中央区二宮町1丁目4番7号

## (9) 従業員の状況 (2023年7月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
62名	11名減	40.7歳	5.0年

(注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー及び派遣社員）は含んでおりません。

2. 従業員減少の主な理由は、通常の自己都合退職によるものであります。

## (10) 主要な借入先 (2023年7月31日現在)

借 入 先	借 入 額
大 阪 厚 生 信 用 金 庫	3,912,500千円
近 畿 産 業 信 用 組 合	1,574,110千円
横 浜 幸 銀 信 用 組 合	1,163,000千円
株 式 会 社 SBJ 銀 行	950,000千円
株 式 会 社 徳 島 大 正 銀 行	930,000千円
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	843,000千円
大 阪 商 工 信 用 金 庫	837,988千円
株 式 会 社 み な と 銀 行	692,000千円
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	637,584千円
株 式 会 社 香 川 銀 行	560,000千円

## 2. 会社の株式に関する事項 (2023年7月31日現在)

(1) 発行可能株式の総数 12,000,000株

種類	発行可能株式総数
普通株式	11,998,000株
A種種類株式	2,000株
合計	12,000,000株

(2) 発行済株式の総数 4,866,138株 (自己株式 171,946株を含む)

種類	発行済株式総数
普通株式	4,864,138株
A種種類株式	2,000株
合計	4,866,138株



(注) 2022年9月26日開催の臨時株主総会の決議に基づき、第三者割当増資の方法によって同年9月30日にA種種類株式が発行されており、当該A種種類株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株式数は1株であります。

(2) 種類株式配当金

①種類株式配当金

毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。))又はA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種種類登録株式質権者」という。))に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。))又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。))に先立ち、A種種類株式1株につき一年当たり発行価額の3.0%の種類株式配当金を支払う。ただし、当該事業年度において種類中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

②累積条項

ある事業年度において、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して種類株式配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。

③非参加条項

A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、種類株式配当金を超えて利益配当を行わない。

④種類中間配当金

中間配当を行うときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、種類株式中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、残余財産分配金を支払う。

(4) 償還請求

令和4年9月30日以降、当社に対して金銭を対価としてA種種類株式の全部又は一部を償還請求することができる。当社は、A種種類株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日における分配可能額(会社法第461条第2項所定の分配可能額をいう。)を限度として、当該効力が生じる日に、A種種類株主に対して、当社定款の定める方法によって計算された金銭を交付する。

(5) 普通株式への全部又は一部転換請求

令和4年9月30日以降、当社に対して普通株式の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を転換請求することができ、その転換価額は350円とする。

(6) 議決権条項

A種種類株主は、法令に別段の定めある場合を除くほか、資金調達を目的としたものであるため、株主総会において議決権を有しない。

(7) 種類株式併合・株式分割・株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

A種類株式について株式の併合又は分割は行わない。また、A種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利が付与されること及び株式又は新株予約権の無償割当ては行われない。

(8) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

(3) 株主数

普通株式	1,990名
A種類株式	1名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社エルティー	1,550,000株	33.02%
株式会社リーガルアセット	1,120,000株	23.86%
平野哲司	430,000株	9.16%
藤原 寛	206,206株	4.39%
富田和成	90,000株	1.92%
嶋崎弘之	44,200株	0.94%
川名貴行	19,400株	0.41%
西 大輔	13,300株	0.28%
松木高茂	11,600株	0.25%
岸本光正	10,000株	0.21%

(注) 1. 持株比率は、各種類株式の発行済株式の総数の合計から自己株式（普通株式 171,946株）を控除して計算しております。

2. 株式会社エルティーの持株数は、普通株式（1,548,000株）及びA種類株式（2,000株）を合計して記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 当事業年度中に以下の内容で発行済株式の総数が増加しております。
- |                     |            |
|---------------------|------------|
| ・ 第三者割当による新株発行による増加 | 1,548,000株 |
| ・ 新株予約権の行使          | 21,000株    |
- ② 当事業年度中に以下の内容で自己株式を取得しております。
- |                   |          |
|-------------------|----------|
| ・ 譲渡制限付株式の無償取得    | 116,206株 |
| ・ 単元未満株式の買取りによる増加 | 32株      |

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

- ・ 新株予約権の数  
630個
- ・ 目的となる株式の種類及び数  
普通株式 63,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・ 当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計  
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年7月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
平野 哲司	代表取締役社長	
藤原 寛	取締役 営業本部長	
岡 修司	取締役 営業副本部長	
松木 高茂	取締役 経営企画本部長	
坂東 哲人	取締役 管理本部長	
山田 庸男	取締役	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所 所長(弁護士) ウェルス・マネジメント株式会社 社外取締役(監査等委員) シン・エナジー株式会社 社外監査役
久保田 洋	取締役	株式会社ファンペップ 社外取締役
橋本 伸行	常勤監査役	
喜多村 晴雄	監査役	喜多村公認会計士事務所 代表(公認会計士) 株式会社デンソー 社外監査役 東洋アルミニウム株式会社 社外監査役
佐藤 裕己	監査役	水都総合法律事務所 代表(弁護士)

- (注) 1. 取締役 山田庸男、同 久保田洋の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役 橋本伸行、同 喜多村晴雄及び同 佐藤裕己の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役 橋本伸行、同 喜多村晴雄及び同 佐藤裕己の3氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役 喜多村晴雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中に辞任した取締役及び監査役

氏名	辞任した日	辞任時の地位・担当・重要な兼職の状況
水向 隆	2022年10月27日	取締役管理本部長
今西和貴	2022年10月26日	社外取締役、株式会社クラレス取締役
山下 真	2023年3月22日	社外監査役、弁護士

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含む）行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## (4) 役員の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に相当する事項を2021年4月16日開催の取締役会の決議により定めております。なお、2024年7月期以降は、この決定方針を元に指名報酬委員会が審議し、その答申を参考として取締役会にて決定いたします。

決議後の決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

#### a. 基本方針

当社の役員報酬は、優秀な人材を当社の取締役として確保し、かつ取締役の経営意欲の向上及び経営能力の最大限の発揮と、取締役の経営責任を明確にすることを基本方針とし、短期的な業績だけでなく中長期的な企業価値の向上への貢献を促す役員報酬制度の構築を目指すものとする。

次に、取締役の報酬限度額は、2017年10月30日開催の定時株主総会において、年額630百万円以内と決議されている。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は1名）である。2019年10月30日開催の定時株主総会において、外枠で譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権として、年額200百万円以内と決議されている。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）である。

当社の取締役の報酬額及び算定方法の決定に関する方針の決定権限を有するものは取締役会であり、取締役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しており、各取締役の報酬については職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ取締役会の承認により決定するものとする。

また上場会社として当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、毎年の時価総額向上に応じた企業価値連動報酬を反映した設計を採用するものとする。

当社は、取締役の役員報酬制度として、(A)固定報酬、(B)毎年の成果に応じた短期業績連動報酬、(C)毎年の時価総額向上に応じた企業価値連動報酬を反映した設計を採用し、(A)固定報酬としての月額定期報酬、(B)短期業績連動報酬としては単年度利益を目安に支給する役員報酬、(C)企業価値連動報酬としては単年度時価総額向上を目安に支給する役員報酬とする。

役員報酬区分	取締役	社外取締役
固定報酬	○	○
短期業績連動報酬	○	—
企業価値連動報酬	○	—

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬等の額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、担当・職務・各期の業績・貢献度等を総合的に勘案して各取締役の報酬等の額として月例の固定報酬を決定するものとする。

社外取締役の報酬等の額は、経営に対する独立性を確保するため全額を月例の固定報酬としており、その具体的金額については、取締役会で報酬限度額の範囲内において協議のうえ、決定するものとする。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の額の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

始めに短期業績連動報酬としては、社外取締役を除く取締役を対象としており、その指標としては取締役の成果を図るにあたり最適であるとの判断から経常利益、予算達成率、成長率及び次期業績目標を基に一定の計算式に基づき算出するものとする。

各取締役への報酬額については、担当職務・業績・貢献度等を勘案し、設定した係数を短期業績連動報酬に乘じ各取締役の報酬額を決定するものとする。

なお、報酬額の決定にあたって業績連動報酬に係る目標は、事業年度末を越えて発表される決算短信に記載する業績予想における経常利益額とする。

次に、企業価値連動報酬としては、社外取締役を除く取締役を対象としており、金銭報酬と株式報酬で構成されており、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として株式報酬は譲渡制限付の固定報酬とする。金銭報酬は変動報酬とし、その指標としては企業価値向上の成果を図るにあたり最適であるとの判断から時価総額を基に一定の計算式に基づき算出するものとする。

各取締役への報酬額については、担当職務・業績・貢献度等を勘案し、設定した係数を金銭報酬に乘じ、固定報酬を加えた額を各取締役の報酬額とし、報酬額の決定にあたって企業価値連動報酬に係る目標等は定めないものとする。

なお、上記短期業績連動報酬及び企業価値連動報酬における金銭報酬についての支払い時期は、月例に加算して支払うものとする。

最後に、譲渡制限付株式の付与のための報酬については次のとおりとする。

2019年10月30日開催の定時株主総会において、当社の取締役（代表取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、企業価値連動報酬として新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議がなされており、本決議に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（金銭報酬債権）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200百万円以内とした。

また、各対象取締役への具体的な支給時期は2年毎とし、配分方法と併せ取締役会において決定するものとする。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものとする。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まないものとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬については、担当職務の功績等を勘案して決定するため変動するものとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

上記株主総会決議の報酬限度内において、役員報酬の決定方針に従い、取締役会の決議を経て個別報酬を決定するものとする。ただし、取締役会決議に基づき、代表取締役に對し、各取締役の所掌業務及び担当事業の業績等を踏まえて、上記の報酬の決定方針に従いつつ、具体的報酬額の決定を委任することを妨げない。

② 業績連動報酬に関する事項

当事業年度における業績連動報酬に係る主な業績指標のうち、主要な指標である当事業年度の経常利益額は821百万円です。業績指標の詳細は「財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。なお、2024年7月期の業績連動報酬は、経常利益額等に基づき、取締役会の諮問を受けた指名報酬委員会が審議し、その答申を参考として取締役会にて決定いたします。

③ 委任に関する事項

当事業年度におきまして当社では、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長平野哲司に取締役の個人別の報酬等の決定の権限を委任しておりました。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割や責任に対する評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためです。

なお、2024年7月期は、指名報酬委員会を設置したため、取締役会において当該委任決議を行うことは予定しておりません。

④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定に当たっては、上記決定方針に従った決定方法を取っていることから、決定方針に沿うものであると判断しておりました。

2024年7月期より、個人別の報酬等について公平性・透明性・客観性などの観点から指名報酬委員会の答申を参考として取締役会にて決議する方針です。



⑤ 監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の監査役の報酬額は、2017年10月30日開催の定時株主総会において、年額100百万円以内と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

⑥ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	短期業績 連動報酬	企業価値 連動報酬		
				金銭報酬	非金銭 報酬等	
取締役 (社外取締役を 除く)	186,005	137,358	9,996	-	38,651	6
監査役 (社外監査役を 除く)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	11,100	11,100	-	-	-	3
社外監査役	13,550	13,550	-	-	-	4

(注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役1名・社外取締役1名及び社外監査役1名を含んでおり  
ます。

2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しており  
ます。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

イ. 重要な兼職の状況は、「(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年7月31日現在)」  
に記載のとおりであります。

ロ. 当社と他の重要な兼職先各社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
山 田 庸 男	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会12回中10回に出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行い、当社の持続的な企業価値向上のため、さらには経営の監督機能を担っております。
久 保 田 洋	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、上場企業並びに金融機関での取締役を歴任しており、企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づく視点から、当社の持続的な企業価値向上のため、さらには経営の監督機能を担っております。
橋 本 伸 行	常勤社外監査役	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会14回全てに出席し、当社の監査役会及び取締役会において企業監査に関する専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行い、監督機能向上を担っております。
喜多村 晴 雄	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会14回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行い、当社経営の適正性の確保に大きく寄与しております。
佐 藤 裕 己	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会5回及び監査役会4回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行い、当社の経営及び事業推進に対しての監督及びチェック機能を担っております。
山 下 真	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会10回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行い、当社の経営及び事業推進に対しての監督及びチェック機能を担っております。

- (注) 1. 山田庸男氏は、2022年10月27日開催の第22回定時株主総会にて社外取締役に就任しており、就任以降の活動状況を記載しております。
2. 佐藤裕己氏は、2021年10月28日開催の第21回定時株主総会にて補欠監査役に選任され、2023年3月22日に山下真氏が辞任したことに伴い同日付で社外監査役に就任しており、就任以降の活動状況を記載しております。
3. 山下真氏は、2023年3月22日に社外監査役を辞任しており、同日までの活動状況を記載しております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称  
太陽有限責任監査法人

(2) 継続監査期間  
2016年7月期以降の8年間

(3) 監査法人の選定方針と理由

監査役会が定めた会計監査人评价基準に照らし、品質管理、独立性、監査の実施体制、報酬見積額などを総合的に勘案して、会計監査人を選定しております。また、監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が法定の解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

なお、当社が太陽有限責任監査法人を選定する理由は、会計監査人としての品質管理体制、独立性、専門性、監査報酬、監査役及び経営者とのコミュニケーション等を総合的に勘案し、検討した結果、適任と判断したためであります。

(4) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。会計監査人评价基準に照らし、会計監査人との面談、意見交換等を通じ、品質管理体制、監査計画、会計監査人及び監査チームの独立性、外部レビュー結果、監査役会・経営者・内部監査部門とのコミュニケーション状況等の観点から、総合的に勘案して評価しております。

(5) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,500千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査に対する報酬の額と金融商品取引法にもとづく監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等を同意しております。

(6) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(7) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は監査役全員の同意に基づき監査役会が解任いたします。そのほか、会計監査人の会社法等関連法令違反や、独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合、また、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (イ) 株主総会及び取締役会の議事、その他重要な情報については、法令及び「文書管理規程」他の諸規程に基づき、適切に記録し、定められた期間保存する。
- (ロ) 代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について、規程に基づきそれぞれの責任者を任命する。
- (ハ) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- (ニ) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているか監督する。
- (ホ) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
- (ヘ) 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

#### b. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) リスク管理に関し、必要な規程及びマニュアルを整備し、横断的な会合を行うことで、リスクの早期発見と未然防止を図る。
- (ロ) 代表取締役社長は、リスク管理体制を明確化するため、管理本部長をリスク管理に関する総括責任者として任命する。

#### c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を招集し、法定事項・重要事項の決議及び業務執行状況の報告を行う。
- (ロ) 「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、権限委譲及び責任の明確化を図り、効率的かつ適正な職務の執行が行われる体制を構築する。

- d. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (イ) 「企業倫理規程」、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」並びに「リスク・コンプライアンスマニュアル」を規定し、法令・定款及び社会規範を遵守するよう啓蒙・教育活動を推進する。
  - (ロ) 代表取締役社長は、リスク・コンプライアンス総括責任者として管理本部長を任命し、総務部において、リスク・コンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。
  - (ハ) 内部通報制度として、第三者通報窓口として外部の専門会社及び社内通報窓口を総務部長、管理本部長及び経営企画本部長とする体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。通報者は不利益な扱いを受けない。
  - (ニ) 監査役は、「監査役監査規程」及び「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。法令及び定款に適合しない又はその恐れがあると判断したときは取締役会で意見を述べ、状況によりその行為の差止めを請求できる。
  - (ホ) 内部監査室長は、「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人の法令・定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役社長にその結果を報告する。
- e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 現在、当社に子会社は存在しないが、将来において当社を中心とする企業集団を形成した場合には、当社は主管部門を設置して、子会社に対して当社と整合性をもった各種規程・制度の整備・運用を行うよう指導し、当社の取締役会及び主管部門は子会社の重要案件の取扱いや業務執行状況等について定期的に報告を求め、子会社を適正に管理・監督する。また、子会社の業務の適正を確保するため、当社内部監査部門が定期的に子会社の内部監査を実施するとともに、当社の内部通報制度を子会社の役職員も利用できる体制とする。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、内部監査室の使用人を監査役の補助をすべき使用人として指名することができる。
  - (ロ) 補助すべき使用人の任命、解任、人事異動等については、監査役の同意を得たうえで決定することとする。
  - (ハ) 指名された使用人への指揮命令権は、監査役が指定する補助すべき期間中は監査役に移譲されたものとし、取締役からの指揮命令を受けない。

- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (イ) 監査役は、取締役会及びその他重要と思われる会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取する。
  - (ロ) 監査役は、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることとする。
  - (ハ) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会（それができないときは監査役）に報告しなければならない。
  - (ニ) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- h. 監査役職務の遂行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
- i. その他監査役職務の遂行が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査役は、毎月1回以上監査役会を開催し、監査役間の情報交換・協議を行うことにより、監査の実効性を高める。
  - (ロ) 監査役は、代表取締役社長、監査法人、内部監査室長と定期的に会合を持ち、それぞれ意見交換を行うことにより監査の実効性を高める。
- j. 財務報告の適正性を確保するための体制
- 財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- k. 反社会的勢力排除に向けた体制
- 反社会的勢力対応要領を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断するとともに、反社会的勢力からの被害を防止する体制とする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### a. コンプライアンス

当社では、各部門長等をメンバーとするリスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、社内におけるコンプライアンスの遵守状況を確認しております。

### b. リスク管理

当社では、様々なリスクについて、各部門でリスク管理を実施するとともに、リスク・コンプライアンス委員会において、リスクアセスメントの実施を行っております。また、内部統制システムについても整備、運用状況及び有効性の確認を行っております。

### c. 取締役の職務執行

当社では、本年度において取締役会を19回開催し、上程される議案や報告事項について適切に審議するとともに業務執行の全般的統制と経営判断の適正化に努めております。

### d. 監査役の監査体制

当社では、監査役が取締役会のほかに経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から業務執行状況等の報告を受けるとともに、意見陳述を行う機会を確保しております。

監査役と代表取締役との定期的な会合を設定し、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題、監査役監査の監査環境等について、意見交換を行いました。また、内部監査部門及び会計監査人等と、監査役監査の実効性確保を図るため、定期的な連絡会を開催し、監査役が求めた事項や対処すべき課題等について意見交換を行いました。さらに、非常勤社外取締役とも会合を持ち、業務執行役員等から、その職務の執行について、報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表

(2023年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>20,655,357</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>10,897,849</b>
現金及び預金	2,066,654	営業未払金	182,161
営業未収入金	107,694	短期借入金	5,465,500
販売用不動産	8,090,658	1年内償還予定の社債	18,000
仕掛販売用不動産	8,317,626	1年内返済予定の長期借入金	2,946,982
前渡金	1,642,348	未払金	37,457
前払費用	125,401	未払費用	270,949
その他	317,263	未払法人税等	5,984
貸倒引当金	△12,289	前受金	1,816,707
		預り金	92,745
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,069,495</b>	前受収益	18,516
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>47,541</b>	賞与引当金	22,024
建物	34,350	その他の	20,820
機械及び装置	2,591		
工具、器具及び備品	5,925	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,592,638</b>
土地	4,673	長期借入金	6,537,420
		退職給付引当金	13,921
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>44,322</b>	その他の	41,296
ソフトウェア	43,175	<b>負 債 合 計</b>	<b>17,490,488</b>
その他	1,147	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>977,631</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,234,364</b>
出資	139,431	資本金	51,650
長期前払費用	175,564	資本剰余金	3,020,481
繰延税金資産	318,195	資本準備金	2,264,671
その他	344,440	その他資本剰余金	755,810
		利益剰余金	1,162,312
		その他利益剰余金	1,162,312
		繰越利益剰余金	1,162,312
		自己株式	△79
<b>資 産 合 計</b>	<b>21,724,853</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,234,364</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>21,724,853</b>

# 損益計算書

(2022年8月1日から  
2023年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,989,458
売上原価	12,889,493
売上総利益	3,099,965
販売費及び一般管理費	1,707,469
営業利益	1,392,495
営業外収益	
受取利息	73
受取配当金	723
保険解約返戻金	3,088
業務受託料	3,482
その他	1,924
合計	9,292
営業外費用	
支払利息	416,386
支払手数料	127,969
その他	36,055
合計	580,412
経常利益	821,376
特別利益	
固定資産売却益	28,066
合計	28,066
税引前当期純利益	849,442
法人税、住民税及び事業税	6,148
法人税等調整額	△319,018
当期純利益	1,162,312

# 株主資本等変動計算書

(2022年8月1日から  
2023年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金
当期首残高	851,517	761,517	49,732	811,249	△1,596,943
当期変動額					
新株の発行	1,503,154	1,503,154		1,503,154	
減資	△2,303,021		2,303,021	2,303,021	
欠損填補			△1,596,943	△1,596,943	1,596,943
当期純利益					1,162,312
自己株式の取得					
当期変動額合計	△799,867	1,503,154	706,078	2,209,232	2,759,255
当期末残高	51,650	2,264,671	755,810	3,020,481	1,162,312

	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
	利 益 剰 余 金 合 計			
当期首残高	△1,596,943	△48	65,774	65,774
当期変動額				
新株の発行			3,006,308	3,006,308
減資			-	-
欠損填補	1,596,943		-	-
当期純利益	1,162,312		1,162,312	1,162,312
自己株式の取得		△30	△30	△30
当期変動額合計	2,759,255	△30	4,168,590	4,168,590
当期末残高	1,162,312	△79	4,234,364	4,234,364

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～47年
機械及び装置	15～17年
工具、器具及び備品	3～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）
---------------	------------------

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担分を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (1) 不動産ソリューション事業

顧客との不動産売買契約に基づき、自社で仕入れ、バリューアップを施した物件（小規模、大規模マンション、商業施設、事業施設等）を顧客に引き渡しを行う履行義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を計上しております。

### (2) 不動産賃貸事業

賃貸契約に基づき主にマンション・オフィスビル等建物、土地及び駐車場の賃貸を行っております。この場合、室料・共益料等は「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれるリース取引に該当します。なお、収益認識基準の対象となる物件内の付加サービス等の履行義務は顧客にサービスを提供した時点で充足され、収益を認識しています。

## 5. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 時価法

## 6. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払費用に計上し、5年間で償却を行っております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 棚卸資産の評価

#### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産	8,090,658千円
仕掛販売用不動産	8,317,626千円

#### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

販売用不動産等について、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、収益性が低下しているとみて、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とするとともに、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として計上しております。正味売却価額の算定における主要な仮定は、将来の販売見込額であり、市場の動向、類似不動産の取引事例、過去の実績等を総合的に勘案し反映させております。また、必要に応じて不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づき算定しております。なお、上記の主要な仮定に変動があった場合、翌事業年度において評価損が計上される可能性があります。

### 繰延税金資産の回収可能性

#### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額)	318,195千円
繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前)	339,112千円

#### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識しております。繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたっては「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）」に定める会社分類に従って繰延税金資産の計上額を決定しております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来課税所得の発生額の見積りは、経営者が作成した事業計画を基礎として行っております。当該見積りに当たっては、販売用不動産の販売見込額、見積総原価等、経営者による重要な判断を伴う主要な仮定が含まれております。当該仮定の予測には高い不確実性を伴い、実際に発生した課税所得の発生額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 追加情報

### 係争事件の発生

当社は、以下のとおり2022年10月13日付で、D r e a m B r i d g e株式会社から訴訟を提起され、同年11月4日に訴状の送達を受けました。

#### 1. 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

提起のあった裁判所 東京地方裁判所

提起された日 2022年10月13日

当社への訴状送達日 2022年11月4日

#### 2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

当社は、D r e a m B r i d g e株式会社（以下「原告」といいます。）との間において、2022年3月上旬から当社の資金調達について協議・検討を開始し、並行して原告から同月31日付で10億円の借入れを行いました。

その後、当社は、原告に対し、2022年5月及び7月にファイナンスの実現に向けた意向表明書の提出を求めるなどを行いましたが、意向表明書の提出はなされなかったため、当社は原告に対し他の候補先との間でエクイティ・ファイナンスを検討する旨を伝え、原告から異議を述べられることはありませんでした。そのため、当社は、株式会社キーストーン・パートナーズと資本業務提携契約を締結して資金調達を行い、2022年9月30日に原告からの借入金10億円の返済に充当いたしました。

これに対し、原告は、当社に対する株式会社キーストーン・パートナーズからの資金調達が原告との間で2022年3月29日締結の覚書の条件に違反すること等を理由として違約金の支払を求める訴訟を提起しました。

#### 3. 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

##### (1) 商号

D r e a m B r i d g e株式会社

##### (2) 本店所在地

東京都渋谷区桜丘町29-35渋谷Dマンション6W

##### (3) 代表者の氏名

小塚 英一郎

#### 4. 当該訴訟の内容

##### (1) 訴えの内容

原告が、当社に対し、当社が実施した株式会社キーストーン・パートナーズからの資金調達が原告との間で締結した覚書の条件に違反すること等を理由として違約金の支払を求めたものであります。

##### (2) 訴訟の目的の価額

2億円及びこれに対する遅延損害金

#### 5. 今後の見通し

当社は、本訴訟における原告の主張は理由がないと考えており、現時点では本訴訟が当社の業績に与える影響を見込むことは困難と判断しています。



## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

現金及び預金	470,111千円
販売用不動産	7,990,847千円
仕掛販売用不動産	8,317,626千円
計	16,778,585千円

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	8,169,850千円
長期借入金	5,796,221千円
計	13,966,072千円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

90,044千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	3,295,138株	1,569,000株	－株	4,864,138株
A種種類株式	－株	2,000株	－株	2,000株

(変動事由の概要)

普通株式

第三者割当による新株発行による増加 1,548,000株

ストック・オプションの権利行使による増加 21,000株

A種種類株式

第三者割当による新株発行による増加 2,000株

### 2. 当事業年度末の自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	55,708株	116,238株	－株	171,946株

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式の無償取得による増加 116,206株

単元未満株式の買取りによる増加 32株

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年10月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	150,150千円	32.00円	2023年 7月31日	2023年 10月30日
2023年10月27日 定時株主総会	A種種類株式	利益剰余金	50,137千円	25,068.50円	2023年 7月31日	2023年 10月30日

### 4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 63,000株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

税務上の繰越欠損金	1,493,342千円
株式報酬費用	38,869千円
賞与引当金	7,609千円
未払不動産取得税	49,852千円
共同事業に係る調整額	10,708千円
税務上の収益認識額	7,953千円
その他	45,743千円
繰延税金資産小計	1,654,079千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,238,029千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△76,937千円
繰延税金資産合計	339,112千円
繰延税金負債	
その他	△20,917千円
繰延税金負債合計	△20,917千円
繰延税金資産純額	318,195千円

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に不動産ソリューション事業及び不動産賃貸事業を行うための事業計画に照らして必要な資金を、主に銀行等金融機関からの借入れにより調達しております。一時的な余裕資金は、規程に基づき安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、資金の借入れ等に係る貸借対照表上の負債のいわゆる市場リスク（金利変動リスク）を回避するために利用し、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社の主たる事業である不動産ソリューション事業の販売契約においては、顧客の信用状況について十分に把握することで信用リスクの管理に努めております。

営業債権である営業未収入金は、1年以内の回収予定であります。

営業債務である営業未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に不動産ソリューション事業及び不動産賃貸事業における不動産の仕入に必要な資金の調達であり、主に変動金利を採用しているため、金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。当事業年度においては、ヘッジ会計を適用するデリバティブ取引はありません。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を、高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### ② 市場リスクの管理

金利変動リスクについては、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1）を参照ください。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金 ※2	9,484,403	9,495,595	11,192
(2) 1年内償還予定の社債	18,000	17,948	△51
負債計	9,502,403	9,513,544	11,141

※1. 現金及び預金、営業未収入金、営業未払金及び短期借入金は、現金であること及び主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから注記を省略しております。

※2. 貸借対照表では流動負債に含まれている1年内返済予定の長期借入金も含めて表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
市場価格のない株式等 ※	139,431

※ 市場価格のない株式等は出資金のみであり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,066,654	—	—	—
営業未収入金	107,694	—	—	—
合計	2,174,349	—	—	—

(注3) 短期借入金、長期借入金及び1年内償還予定の社債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	5,465,500	—	—	—	—	—
長期借入金	2,946,982	3,012,149	2,028,476	133,102	144,209	1,219,483
1年内償還予定 の社債	18,000	—	—	—	—	—
合計	8,430,482	3,012,149	2,028,476	133,102	144,209	1,219,483

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

該当事項はありません。

## (2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
長期借入金	－	9,495,595	－	9,495,595
1年内償還予定 の社債	－	17,948	－	17,948
負債計	－	9,513,544	－	9,513,544

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

### 負債

#### 長期借入金及び1年内償還予定の社債

変動金利分に関しては、短期間での市場金利を反映することから、時価と簿価は近似しているため、簿価を時価とみなしております。固定金利分に関しては、元利金の合計額を新規に同様の借入れ又は社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 賃貸等不動産に関する注記

当社は、賃貸用住居（土地を含む）を所有しております。

2023年7月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は247,912千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価、販売費及び一般管理費に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

貸借対照表計上額	期首残高	(千円)	210,027
	期中増減額	(千円)	△202,182
	期末残高	(千円)	7,845
期末時価		(千円)	4,698

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、主な増加は、不動産の取得（2,600千円）であり、減少は、不動産の売却（198,878千円）であります。
3. 主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額、その他の物件については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて自社で算定した金額であります。
- ただし、第三者からの取得直後や直近の評価時点から公示価格に重要な変動が生じていない場合には、当該取得価額や固定資産税評価額を用いて算出した金額によっております。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	日本リバイバルスポンサーファンド五号投資事業有限責任組合	東京都千代田区	10,000	投資業	なし	資金の借入	資金の借入	500,000	-	-
その他の関係会社の子会社	合同会社ルビィ	東京都千代田区	100	投資業	なし	資金の借入	資金の返済	500,000	-	-
							利息の支払	3,170	-	-

(注) 資金の借入については、ダイヤモンドアセットファイナンス株式会社より不動産を取得するための取得費等を目的として、株式会社キーストーン・パートナーズが管理・運営する日本リバイバルスポンサーファンド五号投資事業有限責任組合から借入れ、その後、債権譲渡により借入先が株式会社キーストーン・パートナーズが管理・運営する合同会社ルビィへ変更となり、返済は合同会社ルビィに行っております。借入と同日に債権譲渡が行われたため、日本リバイバルスポンサーファンド五号投資事業有限責任組合には利息の支払いはありません。借入金利については、資金調達の緊急性を勘案して合理的に決定しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

465円50銭

1 株当たり当期純利益

249円37銭



## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント			その他 (注) 2 (千円)	合計 (千円)
	不動産ソリューション事業 (千円)	不動産賃貸 事業 (千円)	計 (千円)		
顧客との契約から生じる収益	14,794,397	367,994	15,162,392	46,063	15,208,455
その他の収益 (注) 1	—	781,003	781,003	—	781,003
外部顧客への売上高	14,794,397	1,148,997	15,943,395	46,063	15,989,458

(注) 1. 「その他の収益」には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく賃貸収入が含まれております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産コンサルティング事業であります。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産、契約負債の残高等

	当事業年度 (千円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	37,816
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	43,680
契約負債 (期首残高)	331,695
契約負債 (期末残高)	1,816,724

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年9月22日

株式会社 L e T e c h  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋 田 秀 樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 好 慧 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 L e T e c h の2022年8月1日から2023年7月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年8月1日から2023年7月31日までの第23期事業年度事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、社外取締役を含む取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、内部統制システムの改善を引き続き要請するなど意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重大な事項は認められません。  
なお、内部統制システムの運用については、引き続き注視してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年9月25日

株式会社 LeTech 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 橋本 伸行 ㊟

社外監査役 佐藤 裕己 ㊟

社外監査役 喜多村 晴雄 ㊟

以上

# 株主総会会場ご案内

会場 | 大阪市北区堂山町3番3号  
日本生命梅田ビル5階 AP大阪梅田東



- 交通
- JR「大阪駅」徒歩約12分
  - 阪急「大阪梅田駅」徒歩約9分
  - 阪神「大阪梅田駅」徒歩約9分
  - 地下鉄御堂筋線「梅田駅」徒歩約9分
  - 地下鉄谷町線「東梅田駅」徒歩約6分
  - 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」徒歩約13分

●各駅より地下街ルートを通して「泉の広場」M-10出口をご利用ください。